

食料・農業・農村政策審議会企画部会地球環境小委員会
林政審議会施策部会地球環境小委員会
水産政策審議会企画部会地球環境小委員会
第38回 合同会議 概要

1 開催日

令和7年3月28日（金）

2 開催方法

書面による開催

（各委員へ事前に資料を送付し、議事（1）について書面で意見を求めたもの。）

3 委員（50音順、敬称略）

食料・農業・農村政策審議会企画部会地球環境小委員会

秋山 博子、岩村 有広、大津 愛梨、大橋 弘（座長）、香西 陽一郎、高岡 透、
千葉 康伸、中本 純子、橋本 禅、夫馬 賢治、宮島 香澄、吉高 まり、和瀬
田 純子 計13名

林政審議会施策部会地球環境小委員会

大内 伸之、川上 晴代、出島 誠一、日當 和孝、藤掛 一郎 計5名

水産政策審議会企画部会地球環境小委員会

青木 健治、木村 伸吾、波積 真理、山口 敦子 計4名

4 議事

（1）農林水産省地球温暖化対策計画（案）について

5 委員からの意見

① 資料1「農林水産省地球温暖化対策計画（案）」に関する意見

【各ページ】

- ・ これまでの議論が集約されたものであり、異論は無い。現場の農家などから見て、現実離れがないよう確認しながら進めたいと思う（宮島委員）。
- ・ 全体を通して、それぞれの施策が他の施策との間でトレードオフとならないよう、バランスを考慮しつつ、可能な限り具体的に施策が記載されていると思う（中本委員）。
- ・ 農業と水産の双方で「省エネルギー及びトランジション」というように「トランジション」という用語があるが、第7次エネルギー基本計画では、「電化及び非化石転換」というようにトランジションをわかりやすく定義しているため、できる限り平仄を揃えたほうがよい。読者にとって政府全体で用語が統一されていたほうが意味や定義がわかりやすくなる（夫馬委員）。
- ・ 現計画では、基本的に「耕作している農地」を対象とした温暖化対策が列挙されて

いるが、42万ヘクタール超もある耕作放棄地に対し、バイオ炭を漉き込んで炭素固定（＝Jクレ収入）しながら、農地としての再生を目指すほか、ソーラーシェアリングにより再生可能なエネルギーを増やしながらか売電収益を得ることで新規就農者の参入障壁（収入ゼロ期間）を減らすなど、複合的な対策は立てられないものか（大津委員）。

- ・ バイオマスのマテリアル利用として農業用倉庫や畜舎（農業用利用）、ガードレールや老朽化している集荷施設等への木材利用を加えられないか。同様に、集落による河川や農道の整備において出てくる刈り取った草をバイオガスプラントで利用できないか（大津委員）。
- ・ 農業・水産業における農機具や漁船等の電化・水素化は記載されているが、林業においても重機の電化・水素化が考えられるのではないか。その全てにおいて暫定的な脱炭素対策として植物由来の軽油代替燃料が記載されていないのはなぜか（大津委員）。
- ・ 「カーボンオフセット」と「カーボン・オフセット」が混在しているので統一した方がよい。その場合は「カーボン・インセット」の中黒の有無も含めて検討した方がよい（夫馬委員）。

【第1ページ 3、34、35行目】

- ・ 削減目標の数字が書かれている部分に「（2013年比）」を加筆したほうが良い（秋山委員）。

【第4ページ 29行目】

- ・ 「地球温暖化対策に関する国際協力の必要性」において、温室効果ガス削減効果だけでなく、わが国の経済成長や国益に繋げるための視点を入れる必要がないか。この点はGX2040における視点にも通じるものでもあるのではないか（大橋委員）。

【第7ページ 17行目】

- ・ 実証事業を実施しているものの、削減効果が現時点では明瞭ではないため「乾田直播や鉄資材の施用等」は「乾田直播等」に修正すべき（秋山委員）。

【第9ページ 30行目】

- ・ 「J-クレジット制度において、飼料添加物の活用により牛の消化管内発酵由来のメタンを削減する新規方法論を策定する」とあり、取っ掛かりとしては良いと思う。しかし、一定の期間中に環境負荷低減の取り組みによる「見える化」によって取り組みやすいようにしていく努力が生産者・消費者の双方に必要ではないか（高岡委員）。

【第13ページ 32行目】

- ・ 「林野火災の予防等」とあるが、実際に林野火災が発生しはじめた状況を踏まえ、「林野火災の予防や消火の迅速化等」のほうが適切ではないか（夫馬委員）。

【第 14 ページ 23 行目】

- ・ 全漁船の 27.6%を省エネルギー型漁船に転換したとのこと、以前にも意見を述べたとおり、様々な地域の浜を見渡すと、残念ながらそれほど大きな変化があるようには見えない。目立った地域や団体以外とそれ以外のところでの温度差はないか、カーボンゼロという大きな目標に対してこの取り組みを成功させるための方針を明確にし、全漁船数に対する省エネ化した漁船数を随時示すなど「見える化」し、課題を明らかにしながら確実に進めていくべき（山口委員）。

【第 14 ページ 37 行目】

- ・ 「漁港、漁場の省エネルギー対策」は「漁港、漁場の省エネルギー対策及びトランジションの推進」の方が適切ではないか。理由としては、本文中に「再生可能エネルギーを活用した発電設備等の一体的整備を推進する」が含まれているため。また前述した通り、「トランジション」は「電化及び非化石転換」のほうがよいと思う（夫馬委員）。

【第 15 ページ 25 行目】

- ・ 水産業に関しては、温暖化対策の具体的に数値として示すことが難しいなかブルーカーボン生態系による吸収量が世界で初めて算定された。この成果により藻場の重要性を可視化できるものとなったといえる。さらに藻場・干潟ビジョンを漁業関係者のみならず、幅広く消費者へと周知できるような取組みも期待したい（波積委員）。

【第 15 ページ 30 行目】

- ・ 藻場造成の保全・創造に関する今後の取り組みについて。過去 20 年以上にわたり水産多面的事業などを活用して全国的規模で精力的に進めてきたにもかかわらず、藻場はほとんど回復していない。その中で、ここに掲げたような新たな手法による取り組みで、どれだけ藻場が増えるのか、疑問を持つ人も少なくないと思う。活動を支援するだけでなく、真に、持続可能な藻場の造成、そして維持につながるような活動により目標を達成することが重要だが（単に一時的な海藻の養殖ではなく）、今回書かれた内容とこれまで行ってきた多面的事業等との違いが明確に区別されていない点が気にかかる。漁業者らの活動に補助金を活用されるのであれば、科学的な評価を行っておくことは長い目でみると重要だと思う。補助金で藻場の造成をして増えた分をクレジット化し、さらにお金をもらうというような仕組みなどに問題はないのか。多くの人の理解が得られるように整理しておくべきだと思う（山口委員）。

【第 16 ページ 9 行目】

- ・ 「分野横断的な対策」において、需要側の施策がないか。ディマンドリスponsなどの視点から記載が可能な分野がないか（大橋委員）。

【第 16 ページ 12 行目】

- ・ 「プラスチック等の素材」の用語は、バイオマスの中でもバイオマスレジンを意識しすぎた表現となっており、バイオマスにはレジンとして利用される以外の素材も非常に多い。「プラスチックを含めた素材」くらいのほうが適切ではないか（夫馬委員）。

【第16 ページ 25 行目】

- ・ 計画全体で「食品ロス」には言及があるが、非可食部を含む「食品廃棄物」や、バイオマス由来のアパレル廃棄物については明確な言及がない。「バイオマスの活用の推進」のパートで、バイオマスに、食品廃棄物やバイオマス由来のアパレル廃棄物が含まれることも明確にできないか（夫馬委員）。

【第17 ページ 15 行目】

- ・ 木質バイオマスの活用に関して、ここ数日、山林火災が頻発している。気候変動によりそのリスクはますます高まるものと思う。森林の整備と、木質バイオマスの活用が一体で取り組まれ、リスクの低減につながるとよいと考える（中本委員）。

【第17 ページ 30 行目】

- ・ 営農型太陽光発電に関して、経験の積み重ねにより栽培できる作物の種類も増え、今後も期待できる取り組みだと思う。気候変動により平均気温の上昇が続く中、太陽光パネルによる日陰を活用して、さらに栽培可能な作物が増え、またその情報を共有することで取り組みが広がることを期待する（中本委員）。

【第19 ページ 27 行目】

- ・ 温室効果ガス吸収源として森林は最も効果が高いものとして、J-クレジット制度もすすんでいる。輸入材に押され国産林業が疲弊している中で、地球温暖化対策として脚光を浴びていることを大きなビジネスチャンスとしてとらえてほしい。しかし、現状としてはクレジット制度などに対して温度差があるように思う。そのような中、クレジット制度などの進展に対して具体的な取組みとして「多様な主体」への周知とある。だれに周知をしていくのかは重要であるので、できれば「多様な主体」を具体的に明記していただけたらと思う（森林組合、自伐型林業家、製材所、工務店など）（波積委員）。

【第19 ページ 31 行目】

- ・ 「炭素以外の価値」は「温室効果ガス削減及び吸収以外の価値」のほうが適切ではないか（夫馬委員）。

【第21 ページ 4 行目】

- ・ 「各省庁等の食堂」とあるが、「各省庁、政府関係機関及び関係団体、地方公共団体等の食堂」に修正すべき。令和7年2月18日に閣議決定された「政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の削減等のため実行すべき措置」でも、「政府関

係機関及び関係団体、地方公共団体等」に対しても「この計画の趣旨を踏まえた率先的な取組が行われることを期待し、本計画の周知を図る」と記載されている（夫馬委員）。

【第 21 ページ 6 行目】

- ・ 「フードサプライチェーン全体での脱炭素化を促進するため、加工食品共通 C F P（カーボンフットプリント）算定ガイドのとりまとめ」に関し、2024 年 3 月公表の「加工食品共通の CFP 算定ガイド案に係る CFP 算定実証結果について」において、他社比較に向けたガイド案アップデートの方向性が示されているが、算定条件の異なる CFP 数値によって、消費者が安易に製品比較することを、企業は懸念している。CFP の比較とりわけ他社製品との比較にあたっては、消費者に誤解を与えない形の制度設計となるよう細心の注意を払うべきである（岩村委員）。

【第 22 ページ 26 行目】

- ・ 「2 農林水産分野の地球温暖化対策に関するイノベーションの創出、（1）温室効果ガスの排出削減及び吸収に関する技術開発の推進、① 温室効果ガスの排出削減及び吸収に関する技術の開発」の最後に「〇資源循環及び生分解性漁具の開発」と記載してあるが、漁具の中でも大きな割合を占め、近年リサイクル技術が進展し取り組みが広がっている「漁網」を追記して、「〇漁網等の資源循環及び生分解性漁具の開発」としたほうが分かりやすくよい（青木委員）。

【第 23 ページ 3 行目】

- ・ 「行政部局・試験研究機関・地方公共団体・民間企業への」とあるが、大学や高校からの自主的なアクションをさらに積極的に促していくため、「行政部局・試験研究機関・地方公共団体・民間企業・教育機関への」としたほうがよい（夫馬委員）。

【第 26 ページ 16 行目】

- ・ 「農林水産分野の地球温暖化対策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項」において、EBPMにおける視点の記載が乏しいのではないか。施策の検証（C）と改善（A）を通じて、無謬性に拘らずに情勢変化にアジャイルに対応していく姿勢が重要ではないか（大橋委員）。

【第 26 ページ 35 行目】

- ・ 「地方公共団体、農林漁業者、消費者、事業者及びそれぞれの関係団体等」を「地方公共団体、農林漁業者、消費者、事業者、金融機関及びそれぞれの関係団体等」に修正できないか。当計画の達成において、金融機関もステークホルダーであることを明確にした方がよい（夫馬委員）。

② 資料2「農林水産省地球温暖化対策計画における地球温暖化対策・施策の目標（案）」に関する意見

- ・ 藻場に関しては、ブルーカーボンのCO₂吸収・固定量が目標値となっているが、2040年までの5年間で100万tの目標値を達成するには、どれだけの藻場の造成がなされていると達成できるのかが明確ではない。目標値が計算次第であるため、藻場保全の活動をするだけで評価されるような仕組みになっているのでは。計算精度の検証もなかなか難しい中で、特に専門的知識を必ずしも持たない地域の方々などが、何を目標として活動すべきかを見える化すべき。計算だけで達成できるような目標値でよいのか、次の機会には考えてほしい（山口委員）。

③ 資料3「農林水産省地球温暖化対策計画の概要（案）」に関する意見

【各スライド】

- ・ 現場の状況をみながらしっかりPDCAサイクルを回していただきたいと思う（宮島委員）。

【第1スライド 農林水産省地球温暖化対策計画について】

- ・ 当計画を達成することで、食料安全保障にも資することを強調した方がよい。国民も含めたステークホルダーには、農林水産省地球温暖化対策計画は、食料安全保障を損なうものではなく、資するものだということをきちんと、そして粘り強く伝えてほしい（夫馬委員）。

【第3スライド 計画における地球温暖化対策・施策の概要<農業分野①>】

- ・ 「トランジション」の使い方や、「漁港、漁場の省エネルギー対策」の是正箇所について平仄を合わせるべき（夫馬委員）。

【第8スライド 計画における地球温暖化対策・施策の概要<横断的な施策①>】

- ・ 「バイオマスの活用の推進」のうち「バイオマスの利用を図る施設整備の例」において、家畜排せつ物や農産物残渣、食品廃棄物等が例示されているが、本当ならばそこに水産加工場などの廃棄物も入れることができれば肥料価値としては非常に向上すると考える。重金属を分離する技術があるにもかかわらず利用されていないため、もっと安価でできる技術開発を推進していただきたい（高岡委員）。

— 以上 —